別表（第２条関係）

教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
国際教育センター 外国人児童生徒教育部門	教授，准教授	５年	１回に限り再任可	法第４条第１項第１号
国際算数数学授業改善プロジェクト	教授，准教授，講師，助教	３年	１回に限り再任可	法第４条第１項第３号
次世代教育研究推進機構	教授，准教授，講師，助教	３年	再任不可	法第４条第１項第３号
パッケージ型支援プロジェクト	教授，准教授，講師，助教	１年（ただし，再任後の任期は３年とする。）	１回に限り再任可	法第４条第１項第３号
障がい学生支援室	教授，准教授，講師，助教	２年	１回に限り再任可	法第４条第１項第３号